

令和6年7月30日 開会

令和6年8月2日 閉会

佐賀中部広域連合 議会定例会議会録

佐賀中部広域連合議会

令和6年7月定例会

1 会 期 4日間

2 議事日程

日次	月 日	曜	開議時刻	議 事
1	7月30日	火	10:00	○開 会 ・議席指定 ・会期決定 ・諸報告 ・常任委員会委員補欠選任 ・第17号～第23号議案 上程、提案理由説明、質疑、委員会付託 ・広域連合一般に対する質問
2	7月31日	水	—	【常任委員会 議案審査】
3	8月1日	木	—	
4	8月2日	金	10:00	【議会運営委員会】 ・第17号～第23号議案 委員長報告、委員長報告の省略、報告に対する質疑、討論、採決 ・議決事件の字句及び数字等の整理 ・会議録署名議員の指名 ○閉 会

目 次

7月定例会議案等	3
7月定例会一般質問項目表	4

【7月30日（火）】

●開会	7
●議席指定	7
●会期決定	7
●諸報告	7
●常任委員会委員補欠選任	7
●第17号～第23号議案	
○上程	7
○提案理由説明（◎坂井英隆広域連合長）	7
○質疑	8
○委員会付託	8
●広域連合一般に対する質問（4人）	8
◎諸泉定次議員	8
「1 救急救命士の人員確保について」	
◎答弁者：消防副局長兼警防課長（實松孝明）	
「2 映像通報システムについて消防局の評価と導入の考えは」	
◎答弁者：情報指令課長（嶋勝寿）	
「3 消防局における風通しの良い職場環境の構築について」	
◎答弁者：消防局総務課長（松本和晃）	
「4 増え続ける介護保険制度で、財政の見通しは」	
◎答弁者：総務課長兼業務課長（副島淳一）	
「5 介護職場の課題は」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）	
「6 訪問介護では、事業者の介護報酬が減額となっているが、その対応は」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）	
◎富永明美議員	15
「1 消防職員の労働環境について」	
◎答弁者：消防局総務課長（松本和晃）	
◎答弁者：消防局長（村上正）	
「2 救急出動の状況について」	
◎答弁者：消防副局長兼警防課長（實松孝明）	
◎福井章司議員	20
「1 広域消防局の規範遵守について」	
◎答弁者：消防局総務課長（松本和晃）	
◎答弁者：消防局長（村上正）	

「2 救急車のマイナンバー読み取り機設置について」

◎答弁者：消防副局長兼警防課長（實松孝明）

◎山下明子議員	24
---------	----

「1 介護人材確保について～2024年度介護報酬改定の影響」

◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

「2 応急手当普及啓発について」

◎答弁者：佐賀消防署長（川副国博）

◎答弁者：消防副局長兼警防課長（實松孝明）

「3 職場でのハラスメント対策について」

◎答弁者：消防局総務課長（松本和晃）

[当日配付資料]

・議席表	34
・諸報告	35
・委員会付託区分表	35

【8月2日（金）】

●第17号～第23号議案

○委員長報告	39
・介護・広域委員会（◎諸泉定次委員長）	39
○委員長報告の省略	39
○報告に対する質疑	39
○討論	39
○採決	39

●議決事件の字句及び数字等の整理 40

●会議録署名議員指名（古賀公彦議員、山田誠一郎議員） 40

●閉会 40

[当日配付資料]

・委員会審査報告書	41
-----------	----

● 7 月 定例会議案等

広域連合長提出議案		
第17号議案	令和5年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算	令和6年8月2日 認定
第18号議案	令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算	令和6年8月2日 認定
第19号議案	令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算	令和6年8月2日 認定
第20号議案	令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）	令和6年8月2日 可決
第21号議案	令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）	令和6年8月2日 可決
第22号議案	令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）	令和6年8月2日 可決
第23号議案	佐賀中部広域連合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	令和6年8月2日 可決

報告書等	
佐賀中部広域連合議会常任委員会委員補欠選任について	令和6年8月2日 選任決定
第3号報告	令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第4号報告	専決処分の報告について
介護・広域委員会審査報告書	
消防委員会審査報告書	
議決事件の字句及び数字等の整理について	令和6年8月2日 決定

一般質問項目表

○ 一 般 質 問

佐賀中部広域連合議会

令和6年7月定例会

質問順	氏 名	質問方式	質 問 事 項
1	諸泉 定次	一問一答	1 救急救命士の人員確保について (1) 各署の出動状況と救急救命士の実働人員 (2) 女性救命士や60才以上の救命士の出動状況 2 映像通報システムについて消防局の評価と導入の考えは 3 消防局における風通しの良い職場環境の構築について (1) 機構改革の目的は (2) 機構改革の職員への周知徹底は (3) 今後の取組について 4 増え続ける介護保険制度で、財政の見通しは 保険料の高額所得者に対する細分化は 5 介護職場の課題は (1) 外国人の人材育成への支援は (2) ケアマネジャーの保険制度の研修とリーダー養成の必要性は 6 訪問介護では、事業者の介護報酬が減額となっているが、その対応は
2	富永 明美	一問一答	1 消防職員の労働環境について (1) 不祥事への対応は (2) 三部制の現状について (3) 人員体制は確保されているか 2 救急出動の状況について (1) 熱中症による救急搬送の状況は (2) #7119（救急安心センター事業）の導入について
3	福井 章司	一問一答	1 広域消防局の規範遵守について (1) 職員による不同意わいせつ罪事案の概要は (2) 今後の対応について (3) 局長及び連合長の認識は 2 救急車のマイナンバー読み取り機設置について (1) 市民からの要望について (2) 広域消防局としての認識及び対応は
4	山下 明子	一問一答	1 介護人材確保について～2024年度介護報酬改定の影響 (1) 報酬改定の内容と議論の経過 (2) 訪問介護の基本報酬の減額についての見解 (3) 事業所への影響把握 (4) ヘルパー等従事者の実情把握 (5) 利用者への影響 (6) 処遇改善の考え方 2 応急手当普及啓発について (1) 普及啓発活動 (2) 防災学習広場でのAED啓発 (3) AEDの普及推進 (4) AEDの維持管理 3 職場でのハラスメント対策について (1) 消防局での事案の総括と課題 (2) どうやってなくすのか (3) 第三者による相談・対応

令和 6 年 7 月 30 日

令和6年7月30日（火）

午前10時00分～午後0時42分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1. 中島慶子	○	○	-	11. 江原新子	○	○	-
2. 古賀公彦	○	○		12. 富永明美	○	○	
3. 香月チエミ	○	○		13. 山田誠一郎	○	○	
4. 諸泉定次	○	○		14. 川副龍之介	○	○	
5. 大野秋人	○	○		15. 重松徹	○	○	
6. 白石昌利	○	○		16. 堤正之	○	○	
7. 古川輝英	○	○		17. 福井章司	○	○	
8. 筒井佐千生	○	○		18. 川原田裕明	欠	欠	
9. 中島妙子	○	○		19. 黒田利人	○	○	
10. 稲葉嵩広	○	○		20. 山下明子	○	○	

【凡例】会議時間：①10:00～11:18 ②11:30～12:42 ○:出席 欠:欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井英隆	副広域連合長	横尾俊彦
副広域連合長	江里口秀次	副広域連合長	實松尊徳
副広域連合長	伊東健吾	副広域連合長	池田一善
事務局長	宮崎直樹	消防局長	村上正
総務課長兼業務課長	副島淳一	消防副局長兼警防課長	實松孝明
認定審査課長兼給付課長	古賀愛康	消防局総務課長	松本和晃
予防課長	久米勝義	情報指令課長	嶋勝寿
佐賀消防署長	川副国博		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	出見秀人	議会事務局参事	副島淳一
議会事務局副局長	西村侯二	議会事務局書記	宮崎弘充
議会事務局書記	中島優	議会事務局書記	倉谷裕

本 日 の 案 件

- 開会
- 議席指定
- 会期決定
- 諸報告
- 常任委員会委員補欠選任
- 以下の議案の上程、提案理由説明、質疑、委員会付託
 - 第17号議案 令和5年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算
 - 第18号議案 令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 第19号議案 令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算
 - 第20号議案 令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）
 - 第21号議案 令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 第22号議案 令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）
 - 第23号議案 佐賀中部広域連合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 広域連合一般に対する質問

氏 名	質 問 事 項
諸 泉 定 次	1 救急救命士の人員確保について 2 映像通報システムについて消防局の評価と導入の考えは 3 消防局における風通しの良い職場環境の構築について 4 増え続ける介護保険制度で、財政の見通しは 5 介護職場の課題は 6 訪問介護では、事業者の介護報酬が減額となっているが、その対応は
富 永 明 美	1 消防職員の労働環境について 2 救急出動の状況について
福 井 章 司	1 広域消防局の規範遵守について 2 救急車のマイナンバー読み取り機設置について
山 下 明 子	1 介護人材確保について～2024年度介護報酬改定の影響 2 応急手当普及啓発について 3 職場でのハラスメント対策について

● 開 会

◇議長(重松徹議員)

皆さんおはようございます。ただいまから、令和6年7月佐賀中部広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

● 議席指定

◇議長(重松徹議員)

この際、議席の指定を行います。

議席は、お手元に配付しています議席表のとおり指定します。〔議席表(34ページ掲載)〕

● 会期決定

◇議長(重松徹議員)

次に、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から8月2日までの4日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日から8月2日までの4日間と決定しました。

なお、会期中の議事は、お手元の日程表のとおり進めます。

● 諸 報 告

◇議長(重松徹議員)

次に、日程により諸報告を行います。

報告の内容は、お手元の報告第2号のとおりです。これにより御承知をお願いします。〔諸報告(35ページ掲載)〕

● 常任委員会委員補欠選任

◇議長(重松徹議員)

次に、日程により常任委員会委員の補欠選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の補欠選任につきましては、議長において消防委員会委員に大野議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

● 議案上程

◇議長(重松徹議員)

次に、日程により第17号から第23号、以上の議案を一括して議題とします。

なお、令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について外1件が第3号及び第4号報告として提出されていることを申し添えます。

● 提案理由説明

◇議長(重松徹議員)

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○坂井英隆広域連合長

おはようございます。本日、佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、当面する諸案件につきまして、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明申し上げます。

はじめに、第17号から第19号までの議案は、令和5年度の一般会計及び特別会計の決算の認定についてお諮りするものであります。

次に、補正予算議案について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和5年度決算に伴う諸経費など、必要最小限の補正措置を講じております。

第20号議案「一般会計補正予算(第1号)」は、補正額約4,034万円で、補正後の予算総額は、約16億1,698万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置等になっております。

次に、第21号議案「介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、補正額約12億5,818万円で、補正後の予算総額は、約338億8,019万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置となっております。

次に、第22号議案「消防特別会計補正予算(第1号)」は、補正額約1億3,934万円で、補正後の予算総額は、約54億14万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置のほか、制度改正に伴う児童手当費の増額等を行っております。

なお、細部については、歳入歳出補正予算事項別明細書等により、御審議をお願いいたします。

次に、第23号議案「佐賀中部広域連合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例」は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化を行う必要があるため、改正するものであります。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

● 議案に対する質疑

◇議長(重松徹議員)

これより、議案に対する質疑を行います。これまでに通告がありませんので、これをもって議案に対する質疑を終わります。

● 議案の委員会付託

◇議長(重松徹議員)

次に、日程により議案の委員会付託を行います。第17号から第23号、以上の議案については、お手元の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。〔委員会付託区分表(35ページ掲載)〕

● 広域連合一般に対する質問

◇議長(重松徹議員)

次に、日程により広域連合一般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

○諸泉定次議員

おはようございます。小城市の諸泉定次であります。

それでは、通告によりまして一般質問をさせていただきます。

まず、消防について、救急救命士の人員確保について質問をいたします。

これは過去にも質問したことがありますけれども、今日、救急搬送される人が全国的にも、佐賀広域消防局においても増え続けております。こういう、今年は特に異常な暑さの中での熱中症患者の対応や体調不良など様々ですけれども、それに対応する救急救命士の人員確保は喫緊の課題であります。

そこで、救急救命士の人員と、管理職など現場に出動しない人を除く実人員数、そして、女性救命士も男性と同等の内容なのか、また、60歳以上の救命士の出動はあるのか、質問をいたします。

そして、各署において、出動回数にかなりのばらつきがあるように見受けられます。各署における出動回数についてお聞きをいたします。

次に、映像119について質問をいたします。

映像119は、火災や災害、事故など有事の際、言葉で説明しづらい現象や、一刻も早く救急出動を要請したいために興奮して冷静になれない状況でうまく現状を伝えられない場合、スマホで現場を映像で指令室に伝え、それによって、よりの確な応急措置や出動体制が取れます。

聞けば、既に県内でも導入されている消防局もあるということで、広域消防局として、映像通報システムについて、広域消防局の評価と導入について質問をいたします。

消防の最後の総括質問です。風通しのよい職場環境の構築について質問をいたします。

この風通しのよい職場環境の表現というのは、実は本議会で配られております令和5年度佐賀中部広域連合歳入歳出決算審査意見書の中の結びのところに、20ページになりますけれども、この中でこのように書いてあります。「消防業務は、火災の予防、消火活動はもとより、救急・救助活動から各種災害対応など、求められる役割は大きい。今後も関係機関との緊密な連携を図っていくとともに、風通しのよい職場づくりに努め、最新の技術や機材、器具を導入するなどして、住民が安心して暮らせる地域づくりを進め、複雑・多様化する災害等の対応及び救急体制等の強化を図られたい」。この中で、先ほど読み上げましたように「風通しのよい職場づくり」と、わざわざ表現を監査委員が指摘しているわけですね。この意図は何でしょうか。

これまで私も見返しましたが、監査委員会の監査報告の中に、このように「風通しのよい職場づくりに努め」と、こんな表現はありません。それだけ佐賀広域消防局の動向は見られているということです。ここから今回の質問の言葉を取り上げたところでもあります。

そこで、具体的に聞きますけれども、4月から施行されている機構改革の目的について改めて質問をいたします。

以上、消防の総括質問とし、あとは一問一答で質問をいたします。

次に、介護の諸問題について総括質問をいたします。

増え続ける介護保険利用で、財政の見直しについて、第9期より介護保険料の徴収区分が11段階から13段階とされました。その区分のときに、特に新設された13段階の特徴、所得区分と各段階における割合についてどうなっているのか、質問をいたします。

次に、これは過去にも聞きましたけれども、外国人の介護職場での課題について質問をいたします。

前に質問したときは県の集約の状況をお聞きしましたがけれども、離職者が多い介護の職場で、外国人労働者は今では欠かせない存在となっております。そこで、人員確保と定着が何より欠かせない状況であります。どのような支援体制を取られているのか、質問いたします。

また、ケアマネジャーの保険制度の研修とリーダー養成の必要性について、広域連合としてどのように考えられているのか、質問をいたします。

最後に、介護報酬改定では全体で1.59%のプラス改定となりましたが、訪問介護サービスの基本報酬はマイナス改定となりました。なぜマイナス改定となったのか、また、その訪問介護事業所に対して何か支援を行うのか、こういうことについて質問をいたします。

あとは一問一答といたします。

○消防副局長兼警防課長（實松孝明）

まず、各署の出動状況ですが、令和5年中は全体で1万8,921件の出動。出動内訳として、佐賀消防署が最も多く、9,542件で全体の50%、小城消防署が2,380件で約13%、神埼消防署が2,380件で約13%、南部消防署が1,997件で約11%、北部消防署が1,640件で約9%、多久消防署が982件で約5%となっております。

実際に現場で活動している救命士を実働救命士といますが、配置状況は、救急隊3名のうち1名から2名を配置しており、現在、81名の実働救命士が活動しております。最も救急出動が多い佐

賀消防署では23名の実働救命士を配置しています。

女性救命士に関しましては、現在5名の隊員が現場活動しており、5つの署に配置しています。この女性救命士も男性と同じ活動しております。

60歳以上で救急救命士の資格を持った職員は現在4名ですが、実働救命士として勤務するかどうかは、現在、本人の希望としており、結果的に60歳以上の実働救命士はいません。

以上でございます。

○情報指令課長（嶋勝寿）

映像通報システムについての御質問にお答えいたします。

映像通報システムは、119番通報者のスマートフォンを利用し、通報者と指令センターとの間で映像の送受信を行うものです。このシステムにより、詳細な現場状況を動画で伝えてもらうことが可能となります。

次に、映像通報システムの評価についてですが、119番通報時に映像を通じて傷病者の状態や災害現場の状況を早期に把握することは、救命率の向上や、消防活動の正確性、迅速性の向上に有効なものと認識しております。

導入に関しましては、先日、事業者によるデモンストレーションを実施し、具体的な事業内容の確認と課題の整理を行っているところです。

以上でございます。

○消防局総務課長（松本和晃）

機構改革の目的についてお答えします。

本局のそれぞれの業務が機能的かつ効率的に運用され、結果的に住民サービスの向上につながるような組織づくりが機構改革の目的であります。

本局では、組織や文書事務等の見直しを行う際には、必要に応じて機構改革検討委員会を招集することとしております。昨年度はこの委員会を3回開催して協議を重ね、令和6年4月1日付で組織機構の改編を行ったところであります。

その主な内容につきましては、佐賀消防署の管理体制を見直したこと、佐賀消防署とそれ以外の消防署で違いがあった、課の位置づけを統一したこと、新しい財務システムの導入に伴い、誰もが財務をできるような消防署の事務分掌を見直した

ことなどがございます。

以上でございます。

○総務課長兼業務課長(副島淳一)

介護保険料の段階の見直しについて御説明いたします。

令和6年度から8年度の第9期介護保険事業計画の保険料の見直しについて、国は介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、13段階への多段階化や高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等を行うことで、第1号被保険者間での所得の再分配機能を強化し、低所得者の保険料の上昇の抑制を図るとして介護保険法施行令を改正しております。

本広域連合としましても、第8期で設定していた介護保険料段階の11段階を、第9期では国の基準に合わせ13段階としております。第8期の最も高い段階の保険料の乗率は2.1倍でしたが、今回新たに追加した段階の保険料の乗率につきましては、第12段階が基準額の2.3倍、第13段階が2.4倍となっております。

なお、基準額となる第5段階につきましては、第8期同様、月額5,960円、年額7万1,520円と据え置いた設定としていただいております。

以上でございます。

○認定審査課長兼給付課長(古賀愛康)

私からは、まず外国人介護職員の方への人材育成に係る支援策についてお答えいたします。

外国人を含む介護人材育成の取組につきましては佐賀県が行っておりますが、外国人介護職員に対する主な取組としては、介護サービス事業者が留学生の介護福祉士資格取得時にかかる学費や居住費、入学準備金といった経費を貸与、給付した際の補助、介護福祉士養成施設が留学生向けに日本語や専門用語などの課外授業を実施した際の人件費、旅費といった経費の補助などがございます。

さらに、今年度からは介護サービス事業所で就労されている外国人介護職員を対象に、佐賀弁も交えた日本語学習支援や外国人介護職員同士及び日本人介護職員等の交流を促進するための交流会を行うこととされております。

本広域連合といたしましては、佐賀県と連携しながら、介護サービス事業者に対してこういった支援制度を周知することで、利用促進を図り、外国人介護職員の人材育成に努めていきたいと考えております。

次に、ケアマネジャーになるための試験について、近年の状況をお答えいたします。

ケアマネジャーになるためには、毎年各都道府県で実施されております介護支援専門員実務研修受講試験に合格する必要があります。その試験の佐賀県における最近の実施状況につきましては、令和3年度は受験者472人のうち合格者は75人で合格率は16.1%、令和4年度は受験者484人のうち合格者は69人で合格率は14.3%、令和5年度は受験者431人のうち合格者は59人で合格率は13.7%となっており、合格者は減少傾向にあります。また、令和5年度の全国の合格率である21.0%と比べましても、佐賀県の合格率は低い状況であります。

次に、令和6年度の介護報酬改定について、訪問介護サービスの基本報酬がマイナス改定となった内容についてお答えいたします。

今回の介護報酬改定につきましては、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に進めつつ、サービスごとの経営状況の違いも踏まえた張りのある対応が行われております。

改定率といたしましては、介護職員の処遇改善として0.98%、各サービスの基本報酬や処遇改善以外の加算などへの配分として0.61%が割り当てられて、合計1.59%のプラス改定となっております。訪問介護などの各サービスの基本報酬につきましては0.61%の部分に含まれます。

基本報酬の改定は、介護サービス事業所の経営状況にも考慮されています。訪問介護事業所の利益率は7.8%となっており、全サービスの平均である2.4%を大きく上回ったことが、訪問介護がマイナス改定となった要因にもなっております。

しかしながら、6月から一本化された介護職員等処遇改善加算において、訪問介護は介護職員が多いことから、ほかのサービスよりも高い加算率が設定されております。このことから、訪問介護

事業所はこの加算を取得することで介護報酬額がアップする仕組みとなっております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

それでは、一問一答に移らせていただきます。

まず、消防のところですが、総括質問で聞きましたけれども、救急救命士についてですけれども、先ほどの総括質問の答弁の中で、各署の出動回数、全体の約50%が佐賀消防署ということで、極端に出動回数が多いということでもあります。もちろん広域消防局は直近主義ということで、佐賀消防署が対応できなければ、一番近い消防署から出動する、こういう体制を取られているというのは十分分かっておりますけれども、全体の約半分を佐賀消防署が占めているということで、佐賀消防署で働く救命士は他の署とは勤務労働条件、つまり、年休が取りづらいなどの問題はないのか。

それから、他の部署の人数を減らすということではなくて、佐賀消防署の救命士の増員は考えられないのか。病院間の搬送も多い中、出動の多さは休息时间、食事時間なども緊張状態が続く状態となります。そこで、増員についての考えを質問いたします。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

出動件数に関して佐賀消防署が特に多いということは総括でお答えしたとおりですが、救急隊を増やすには人員を増やすこと、設備及び車両の整備が必要不可欠であり、それに伴い、多額の予算も必要となるため、様々な面からの検討が必要と考えております。

以上です。

○諸泉定次議員

もちろん財政的な問題がある、人員の問題は当然出てきますけれども、それを押してでも、やっぱり患者というか、被害に遭った方を一刻も早く救出するのはもちろんのことですけれども、そこで働く人たちもしっかり休息というか、そういうのを確保しないと、消防隊員が疲労こんぱいしては話になりませんので、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

次に、定年延長が公務員みんななりましたけれ

ども、過去にも60歳以上の救急救命士だけではなく、消防隊員のことについても質問しましたけれども、今度、救命士についても定年延長で多分増えてくるということが予想されます。こういう状況の中で、現在、総括質問の中では、本人の希望主義ということで、60歳以上の救命士の方が実働することはないということでありましたけれども、これからずっと増えてくることははっきりしています。

今後どのように対応されるつもりなのか、質問をいたします。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

現在、60歳以上の救急救命士は4名ですが、来年度は6名、5年後には10名となることが予想されます。

60歳以上の救急救命士は救急現場活動のブランクもあり、再度現場で救急救命士として活動するには長時間の病院研修などが必要となります。

こうしたことから、60歳以上の職員を救急救命士として配置するのは難しいと考えております。

救急隊員の一人として配置するなど、その職員の知識と経験を生かせるような配置についても今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

實松副局長の答弁は十分理解できますが、間違いなく先ほど言われたように60歳以上の方々が増えてくるわけですね。ですから、これらの方々が、もちろん長い間のブランクがあって、すぐに出動というのはならないということでもありますけれども、前から言っていますけれども、皆さんたちは交代制勤務で、しかも、すぐに出動しなきゃいけないという非常に緊張状態が続く、そういう職場でありますので、60歳以上の方が30代とか20代の人と一緒に活動するというのはなかなか大変だと思いますので、ぜひこういう方々の対応ということも今後十分に検討していただきたいと思います。

そこで、次に移ります。よろしいでしょうか、議長。

◇議長(重松徹議員)

はい。

○諸泉定次議員

映像119について質問いたします。

評価については前向きな評価でありましたけれども、県内でも既に導入されているところがあります。これはスマホとかパソコンで調べたらすぐ分かりますけれども、全国の消防局でもかなりのところがこの映像119について導入をされています。

そこで、佐賀広域消防局として、導入についての課題はどうかということで質問をいたします。

以上です。

○情報指令課長(嶋勝寿)

課題につきましては、映像の撮影に関する課題と消防の対応に関する課題が挙げられます。

まず、映像の撮影に関する課題として、公衆の場において撮影する際には関係者以外の方が映像に映り込む可能性があります。プライバシーの観点から、撮影の際には注意が必要となります。

また、通報者は緊急通報のために現場の様子を撮影するわけですが、周囲の方には単に好奇心から撮影しているように誤った認識を与えることがあります。導入する場合には、住民の皆様へ映像通報システムについて詳しく周知することが必要となります。

次に、消防の対応に関する課題ですが、映像を受信する際には映像通報システム専用のパソコンで対応する通信員が必要となります。1件の119番通報に対しまして複数の通信員が関わっている状態になりますので、同時に多数の119番通報を受信した際の影響が懸念されることです。

以上でございます。

○諸泉定次議員

導入に向けての課題ということをお聞きしましたけれども、それでもなおかつ全国の消防局でも導入されているし、県内でも既に導入されているところがあるということは、裏を返せば非常に有効であるということにははっきりしていると思います。特にこういう一命を争うような状況の中での通報ですので、導入に当たって恐らく考えられるのは、経費の問題というのを避けて通れないとい

うふうに思いますけれども、経費の問題についてお聞きしますし、また、いつ頃導入を考えられているのか、質問をいたします。

○情報指令課長(嶋勝寿)

映像通報システムの導入に係る経費について、導入済みの消防本部への聞き取りや市場調査を行ったところ、初期費用として、パソコンの設定費用など約160万円、月々の利用料として、クラウドサービス利用料や保守メンテナンス費用など約9万円が必要な経費となっております。

導入の時期につきましては、現在、検討を始めて間もないため、正確な時期とはなりません、来年度の導入を視野に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

導入を考えられているということで、来年度ということでありませぬけれども、整い次第、一刻も早く導入されるように要請をいたします。

議長、次に移ってよろしいですか。

◇議長(重松徹議員)

はい。

○諸泉定次議員

次、また消防の最後の一問一答になりますけれども、機構改革について一問一答させていただきます。

この機構改革は、もちろん効率よく、総括の答弁の中でありましたけれども、よりよくしていくということで導入されたというふうに思いますけれども、どれくらいの職員に周知されたのか。機構改革の最大の役割は、やっぱり先ほど言ったように効率よく業務を遂行する手段だというふうに思うわけですが、そのためには、職員の納得というか、理解と賛同がなければうまくいかないというふうに思います。

消防の最大の役割は、市民の生命、財産を守る。そして、そのための住民サービスの向上につながるものでなければ意味はなさないというふうに思います。

そこで、どのように職員に周知されたのか。それがないと職員のモチベーションが上がらないと

いうふうに思うわけですけれども、やっぱりどんなにいいことでも独断専行は成功しません。どのように周知されたのか、質問をいたします。

○消防局総務課長（松本和晃）

今回の機構改革の結果につきましては、令和6年2月に開催されました本連合議会における消防委員研究会に報告させていただいた上で、本局の各課長及び署長に周知を行ったところであります。

しかしながら、全職員にその目的がうまく伝わらないことで、一部の職員が不満に思っていることは認識しており、今後はこういったことがないように、もう少し丁寧な説明を心がけながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

そういうことで、何の取組でも100%全員が賛同するという事はないと思いますけれども、少なくとも多くの方が納得して、よし、やろうということでなければ、特に皆さん方は市民、住民の命を預かっているという非常に使命感の強い職場だというふうに思っております。そういうところでの不調和音が出たら大変であります。

そこで、私は総括質問の中で言いましたけれども、ぱらぱらと見よったら、決算審査意見書の中に「風通しのよい職場づくりに努め」という表現が出てくるわけです。言いましたように、過去も調べました。そういう表現はないですよ。そこまで——オブラートに包みながらも、かつ厳しく指摘されているということですからね。

機構改革の真の目的、それに向けての職員間の理解、賛同を得るために、先ほど答弁されましたけれども、委員会が開催されているということでもあります。絶えず検証し、何でもそうですけれども、改善すべきは改善する、不断の取組というのをやらなきゃいけないと思いますが、それがきっちり約束できるかどうか、質問いたします。

○消防局総務課長（松本和晃）

総括答弁で申し上げましたとおり、機構改革の目的は、業務を機能的かつ効率的に運用することで住民サービスの向上につなげるということでございます。今後も必要に応じて、機構改革を検討、

実施したいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

ぜひ頑張ってください。監査委員が指摘するぐらい不満が外に漏れているということですよ。そういうことから、ぜひ改善すべきは常に改善し、検証して、みんなが一致団結して業務に当たられるように頑張ってくださいと思います。

議長、次に移ってよろしいですか。

◇議長（重松徹議員）

はい、どうぞ。

○諸泉定次議員

次に、介護の一问一答を行います。

高齢化人口が増え続ける中で、介護保険制度は財政上大変厳しくなってくると思うわけですけれども、高齢者の介護保険料の負担について、総括答弁の中でもありましたけれども、広域連合としてどのように考えられているのか。具体的に第9期の保険料見直しの内容についてどのようなものか、質問をいたします。

○総務課長兼業務課長（副島淳一）

今回の介護保険制度の多段階化のうち、基準となる第5段階より高い段階の所得の区分の見直しにつきましては、第6段階から第8段階までの変更はなく、第9段階から第13段階の所得の区分の見直しを行っております。

いずれの段階も、本人が住民税課税の場合の本人合計所得金額で、第9段階は320万円以上420万円未満、第10段階は420万円以上520万円未満、第11段階は520万円以上620万円未満、第12段階は620万円以上720万円未満、第13段階は720万円以上となっております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

そこで、特に今回、介護保険料も、なかなか皆さん、この諸物価の高騰の中で、生活の厳しい方はできるだけ抑え込んで、所得の高い方に応分の負担をしてもらうということでもありますけれども、この高額所得者の負担見直しで、介護保険料の多段階が11から13に進められていくということでもありますけれども、高所得者などの介護保険料段階

の構成比率はどのくらいの割合でどのようになっているのか、質問いたします。

○総務課長兼業務課長(副島淳一)

本広域連合における介護保険料の段階別の第1号被保険者の構成比率についてお答えします。

基準額より高い介護保険料となる第6段階から第13段階の合計が42.5%となっております。このうち、今回追加された第12段階と第13段階の合計は2.0%となっております。

このような今回の制度改正による多段階化は、介護保険制度の持続可能性を確保する対策の一つとなっております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

これも絶えず国の動向を見ながら、あまりにも利用者の負担増にならないようにぜひ努力していただきたいと思います。

議長、次に移ってよろしいですか。

◇議長(重松徹議員)

はい、どうぞ。

○諸泉定次議員

次に、介護保険を利用する際のキーパーソンであるケアマネジャーについて、総括答弁の中でありましたけれども、年々佐賀県は合格率が落ちていくと。それだけ合格する人が少ないということです。これは非常にゆゆしき問題でありますけれども、こういう状況の中で、現場で働くケアマネジャーを支援し、リーダーを養成するためにどのような研修を実施しているのか、質問をいたします。

○認定審査課長兼給付課長(古賀愛康)

ケアマネジャーを支援しているリーダーを支援し、リーダーを育成するために実施している研修についてお答えいたします。

本広域連合におきましては、居宅介護支援事業所等のケアマネジャーや、ケアマネジャーへの指導や助言を行うリーダーである主任介護支援専門員に対しまして、主任介護支援専門員と経験の浅いケアマネジャーがペアとなり、相互研さんによる実務能力や指導力の向上を図る介護支援員専門地域同行型研修といった実習型の研修を行ってお

ります。

そのほか、本広域連合が単独で実施する介護支援専門員の研修、また、佐賀中部広域介護支援専門員協議会との共同開催により実施する介護支援専門員の研修を開催しております。

また、介護支援専門員協会からの依頼に応じて、介護保険制度の改正に関する説明など、依頼に沿ったテーマの研修を実施しております。

このような研修を実施することにより、リーダーの養成を含め、ケアマネジャーの全体のスキルや知識の向上に取り組んでおります。

以上でございます。

○諸泉定次議員

ぜひしっかり取り組んでいただいて、総括答弁にありましたように、佐賀県はずっと全国平均より合格率が低い、そして、年々下がってきている。これでは介護の現場は大変です。ぜひリーダーを養成しながら、合格率も上げていくように努力していただきたいと思います。

次に、訪問介護について、総括の中で、介護保険料の改定の引下げということに、特に訪問介護についてなりました。そこで、事業所には大変厳しい状況となっております。都市部なんかの集合住宅は効率よく事業を展開されますけれども、地方においては御存じのように、それこそ1件1件訪問介護をされている。そういう状況で今回の訪問介護の介護報酬の引下げということですので、私が聞くところによると、全国的にですけれども、事業所が廃止になるところも出ているということも聞いております。

そこで、国の画一的な対応ではなく、やっぱり現場を見て丁寧な対応を心がけてほしいわけですが、訪問介護事業所に対して何か支援を行う考えはないのか、質問いたします。

○認定審査課長兼給付課長(古賀愛康)

訪問介護事業所に対する本広域連合の支援についてお答えいたします。

総括でもお答えいたしました、改定された処遇改善加算につきましては、事業所に勤務する介護職員等の賃金改善につながる仕組みがより拡充されており、上位の加算を取得することで、賃金

に充てる収入がさらに増加します。このことから、訪問介護事業所に対しましては、今後もメールや集団指導、運営指導において制度の周知を行い、加算の取得促進を図ってまいります。

また、運営指導等で加算が未取得の事業所を確認した際には、厚生労働省や佐賀県で開設する相談窓口への案内を行うなど、加算取得につながる支援を丁寧に行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

ぜひ丁寧な対応を心がけていただいて、ホームヘルパーを通じて利用されている利用者は結構地方のほうにもいらっしゃいます。本当にこうやって事業所が閉鎖していくと大変困るという方がいっぱい出てきますので、ぜひ丁寧な対応をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○富永明美議員

おはようございます。佐賀市の富永明美と申します。

それでは、通告に従い、2点質問いたします。

まず1点目、消防職員の労働環境についてであります。

消防職員におかれましては、住民の命と財産を守るため、昼夜を問わず尽力されていることに敬意を表します。おかげで安心して生活することができており、私をはじめ、多くの住民は感謝していることと思います。

しかしながら、近年、消防職員による非違行為、いわゆる不祥事が続発しており、住民の信頼や期待感が失墜しているのではないかと危惧するところです。昨年の酒気帯び運転や今年の不同意わいせつ容疑、部費の着服など、懲戒処分になったケースが相次いでおります。全てが職務遂行に関する不祥事ではありませんが、せんだつての消防委員会で問題になったハラスメントに関しても、その実態が表面化するなど、ゆゆしき事態であることには違いありません。

私は、コミュニケーション不全や組織の風通しの悪さなど、労働環境に関する要因も一因にあるのではないかと考えております。

公務員の不祥事は社会的影響も大きく、住民の信用や信頼を失墜させるだけでなく、不祥事を起こした本人のその後の人生や家族、組織にも多大な影響を及ぼすこととなります。二度と起こすことがないように、厳重かつ抜本的な再発防止策に取り組む必要があると考えますが、総括では、消防局管内における過去5年間の懲戒処分の件数をお示しください。

続きまして、2点目、救急出動の状況についてであります。

総務省消防庁の発表によりますと、令和5年の全国の救急車の出動件数は約764万件、搬送された方は約664万人で、どちらも過去最高を更新しております。これは国民の20人に1人が救急搬送されたこととなります。その背景には、構造的な問題として高齢化が要因の一つに挙げられ、今後ますます増加することが予想されております。

また、ほかにも、近年の猛暑で夏場の熱中症患者の搬送も増加しているようです。ついせんだつて開催された地域の夏祭りでも熱中症の疑いで救急搬送された方がいらっしゃいましたが、ほかの校区でも相次いだというふうに聞いております。

そこで、総括では、熱中症による救急搬送の過去3年間の推移と今年度における現在までの件数についてお尋ねいたします。

以上、総括質問といたします。

○消防局総務課長(松本和晃)

消防局における過去5年の懲戒処分についてお答えします。

令和6年度は停職1件、令和5年度は停職1件、戒告2件となっております、それ以前の3年間につきましてはございません。

以上でございます。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

熱中症患者を搬送した人数は、総務省消防庁の調査期間に合わせ、毎年5月から9月までの5か月間を対象とし、調査しております。

熱中症患者の搬送人員を過去3年間で見ますと、令和3年度は245人、令和4年度367人、令和5年度444人となっております、毎年増加傾向にあります。

また、今年度は7月21日現在で136人となって

おり、昨年並みとなる見通しとなっております。

以上でございます。

○富永明美議員

それぞれに答弁ありがとうございました。

それでは、職員の労働環境のほうから一問一答に入らせていただきます。

過去5年の懲戒処分の件数は、今年と去年はありましたけれども、それ以前はゼロ件だったということでした。

局長は、ハラスメントの実態が明るみに出た際も、ハラスメントは1件でもあってはならないというふうに発言をされております。当然、この懲戒処分となった不祥事というのも1件でもあってはならないことであります。

この一連の不祥事についてどのように感じておられるのか、お聞かせください。

○消防局長(村上正)

公務員として住民の信頼を裏切る行為が繰り返し発生したことにつきまして、消防局長として大変重く受け止めております。

消防職員は、住民の生命、身体、財産を守るという使命を担っており、我々消防に寄せられる住民の期待を裏切る行為は許されるものではありません。そのような中で、このような不祥事が発生していることは誠に残念でございます。

今後、このような不祥事を二度と起こさないよう、全職員一丸となって再発防止に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○富永明美議員

局長のほうも重く受け止めておられるということで、本当にこういった謝罪される場面というのでも報道を通して何度も見てきたところではあります。

こういった相次ぐ不祥事によって失墜した住民の信頼を回復させるためには本当に相当な努力が必要になってくると思いますし、関係機関における再発防止策というのにも当然努めていかなければならないというふうに思います。

局長は、こういった不祥事が相次いだ原因として、背景に何があるとお考えでしょうか。

○消防局長(村上正)

いろいろケース・バイ・ケースで、その背景には一概にこれだというものについては言えない部分があるかと思えますけれども、一般的に言いますと、個人の倫理感、それから、組織の管理体制、社会的要因が複雑に絡み合っているというふうに言われております。

先ほど言いましたように、昨年、今年と続きました本消防局における不祥事案の背景につきましては、具体的にこうだということは言えませんが、職員自身の心の緩み、それから、規範遵守に対する意識の薄れ、そういったものが大きな要因の一つであるというふうに考えております。

以上でございます。

○富永明美議員

心の緩みを取り返しのつかない事態につながるわけですが、先ほど申しました性犯罪とか、こういった着服というのは、そういったところは何らかの形で精神的な問題が疑われる可能性もありますので、そういった意味では職員のメンタルヘルス面での取組も重要かというふうに思います。

懲戒処分になった件数は総括で答弁いただきましたけれども、これ以外でも申しましたとおり、ハラスメントに関する事案も明らかになったところではあります。

このような不祥事が起こる遠因の一つに、私は閉鎖的な組織体制があると考えております。ですので、それが職員のストレスの要因の一つになっていないかとか、チェックすることも重要だというふうに思っております。それと、やはり職員間のつながりとか、やっぱりコミュニケーション、そして、先ほど諸議員も言われましたけれども、風通しのよい環境づくりというのが必要不可欠であるというふうに思っております。

今後、不祥事根絶の取組について、どのような再発防止策を講じていくのか、お聞かせください。

○消防局長(村上正)

これまで実施してまいりましたコンプライアンス研修やメンタルヘルス研修、こういったことは全職員を対象に今後も定期的な研修として継続をしていきたいと思っております。

それから、職員の職責レベルに応じた研修内容にするなど、より一層職員の意識づけや教育指導の強化に努めていきたいと思っております。

あわせて、上司、部下、分け隔たりなく意見が述べられるような風通しのよい職場環境の構築を目指していきたいと。なかなかその具体策としてこうだということはいくつとくいにくい部分がありますけれども、いろいろと私も含めて知恵を出しながらやっていきたいと。そういう中で、中堅、若手の職員からもいろいろと意見を聞く機会を設けるなどして、先ほど来、指摘がございます風通しのよい職場づくりに近づいていけるよう頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○富永明美議員

ほとんどの職員の方は使命感を持って真剣に日々業務に当たられているというふうに思います。それが一部の人の不祥事によって消防局全体のイメージというのが、そういった目で見られる、悪くなることは私は残念でたまりません。

いろんな研修も取り組むということですが、これまでも各種研修は取り組んでおられます。そういった中でも不祥事が発生しておりますので、やっぱりこれは本気の覚悟を持って再発防止に取り組んでいかなければならないと思っておりますので、局長、よろしく願いいたします。

ここまでの質問はこれで終わります。

次は三部制のほうについて質問をします。

今年1月に開催されました消防委員会で、勤務体制について、三部制について説明を受けました。高齢期職員の配置や環境改善などが目的とされているんですけれども、令和7年度をめどに試行的に取り入れていくということでしたけれども、現在の進捗状況についてお聞かせください。

○消防局総務課長(松本和晃)

まず、三部制導入の検討が必要になった背景から御説明させていただきます。

定年年齢が令和5年度から2年ごとに1歳引き上げられ、令和13年度には65歳となります。定年引上げに伴い、60歳を超える高齢期職員が年々増加し、令和14年度には46名、令和17年度には最大

で70名となることを見込んでおります。体力の低下が懸念される高齢期職員でも活躍ができるよう、毎日勤務への配属も考えられますが、多くは消防署に配属され、泊まり勤務をしながら現場活動を行うこととなります。

そこで、高齢期職員の労務管理や安全管理の観点から、身体的な負担を少しでも軽減できるようにするために、現在の二部制よりもより負担がかかりにくい三部制の導入を検討することが必要となった次第でございます。

なお、中間報告では、1つの消防署で三部制の試行を行うために五、六名の増員が必要であると説明しておりました。令和6年度時点で予期せぬ退職者が生じており、令和7年度に三部制の試行を行うための人員が確保できない状態となっております。令和6年度の採用試験で三部制の施行に必要な人数を採用した場合でも、令和7年度は県消防学校へ入校することとなり、実際に所属に配属できるのは令和8年度となるため、三部制の施行は令和8年度以降となります。

以上でございます。

○富永明美議員

予定をずれ込んで、早くても令和8年度以降ということですが、この三部制に関してはいろんな声も聞こえてきます。

確認ですけれども、これから、令和8年度以降から検証をされていくということになるかと思うんですが、その状況次第では三部制を導入しないという選択肢もあるのかどうかお聞かせください。

○消防局総務課長(松本和晃)

先ほど三部制の施行は令和8年度以降となる旨御説明いたしました。三部制のメリット、デメリットの洗い出しや職員の意見など、総合的な検証を行った上で三部制の導入の是非を判断することとなります。

以上でございます。

○富永明美議員

また委員会のほうでもそこは話をしていきたいと思っております。

また、現在、三部制を採用しているのは情報指

令課の指令センターでありますけれども、実は、夜間は佐賀消防署のほうから職員が来てもらっているということで、要は補助勤務が必要であるということをやっと伺いました。これは人員が足りていないのかなというふうにもとれると思うんですが、先ほどの令和7年度、8年度からの三部制の試験的導入に関しましても、人員の確保はできていないということが答弁の中にありました。これはそもそも、今現在の全体的な人員は足りているのかなといったことも懸念されるかと思いません。

将来的にこの三部制の導入に当たりましては、適正な人員配置ですとか、人員確保について十分な検討をしていただきたいというふうに思います。そうしないと、やっぱりどこかでひずみが出てきてしまって、組織体制に影響が出ないとも限りませんので、現場の声をしっかり聞いて検討をしていただきたいんですけれども、見解をお聞かせください。

○消防局総務課長（松本和晃）

指令センターでは、職員の休暇等により夜間体制に欠員が生じ、佐賀消防署から最大2名の補助勤務が必要となる場合がございます。指令センターの運用は、以前から補助勤務を含めた運用を行ってきた経緯がありますが、補助勤務が必要な時点で職員に不足があるものと認識をしております。

このような中、補助勤務者が指令センター勤務後に引き続き災害出動する機会が増えたことで、別途、職員の労務管理上の問題も生じております。現在、これらの問題の改善に向けて、指令センターにおける勤務体制の見直しを検討しているところでございますが、将来的には補助勤務が不要となる体制にすべきと考えております。

また、今後の三部制導入に当たっても、適正な人員配置をしっかりとした上で行ってまいります。

以上でございます。

○富永明美議員

その辺は本当によろしく願いしておきます。

1つ目の質問のほうはこれで終わります。

そしたら、2つ目の救急出動の状況についてに

移らせていただきます。

熱中症による搬送件数を総括答弁でいただきました。年々増加にあるということで、去年は444人ということで、令和3年からすると約2倍近くの件数になっております。

昨日ですかね、栃木で41度を記録したということで、熱中症の搬送ですとか、死亡したニュースが連日流れるところですけども、やっぱりそれだけ暑いということですね。今日も40度近くになるというふうに報道であっております。

その要因とも言われる気候変動、地球温暖化への対策は、我々地球に住まう地球人としては、いろんな対策、取組をしていかなきゃいけないわけですけれども、熱中症での出動の分、夏場の救急搬送が増えるというのも想像できるわけですけれども、冬場は冬場で、例えば、心臓疾患ですとか、また別の要因での出動もあろうかと思えます。これは年間ベースで見た場合どうなのか、やっぱり夏場が多いのか、その辺についてお尋ねをします。

○消防副局長兼警防課長（實松孝明）

3月から5月を春、6月から8月を夏、そして、9月から11月を秋、12月から2月を冬と区分して見た場合、過去3年間の季節ごとの救急件数の平均は、春は3,965件、夏は6,661件（19ページで訂正）、秋は4,187件、冬は4,432件となっておりますので、夏は最も救急出動件数が多くなっております。

以上でございます。

○富永明美議員

夏場が6,000件ということで、どうしてもやっぱり熱中症の関係で増えることなんでしょうけれども、となると、いろいろと心配されることも出てくるかと思うんですね。

熱中症での出動要請が増加することで、救急車が出払ってしまって、待機する救急車の数が少なくなると、救急出動が逼迫することが考えられるというふうに思います。当然、そのことで生ずる弊害ということもあろうかと思えますけれども、実態についてお聞かせください。

○消防副局長兼警防課長（實松孝明）

救急車がひっきりなしに出動する状態になると、近くに救急車がなかった場合、遠くの救急車が出動することになりますので、救急車の現場到着が遅れる可能性が考えられます。

また、医療機関においては、救急患者の増加により、救急車の受入れが困難になったり、救急隊を含む医療従事者の疲労や負担が増大する可能性がございます。

以上でございます。

○富永明美議員

一刻を争う事態で現場到着が遅れるとなると、当然住民の命に関わる事態になる可能性もあるというふうに思います。従事者の疲労や負担も増える可能性があるということで、それが重なっていくうちに、ミスにつながらないとも限らないというふうに思うんですね。

そういった弊害が考えられる中で、救急出動が逼迫した際の対応はどのようにされているのか、お尋ねをします。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

お答えをさせていただきます前に、先ほど答弁いたしました夏の出動件数でございますが、先ほど6,661件と答弁をいたしました。この件数につきましては、正しくは4,661件でございますので、訂正させていただきます。よろしいでしょうか。

次に、本局の対応といたしましては、常に救急車の稼働状況を指令センターで把握しておりますので、近くの消防署に救急車がなければ、違う消防署の救急車で最も近くにあるものを出動させ、対応しております。

さらに、管内全ての救急車が出動する可能性が高くなった場合は、臨時救急隊として、救急隊を1隊増隊することとしております。この臨時救急隊は、通常、現場出動をしていない警防課の職員などで編成し、車両は非常用救急車を利用しています。

なお、参考までに、昨年度は臨時救急隊の編成はしましたが、出動はございませんでした。

以上でございます。

○富永明美議員

夏場、4,661件はちょっと、ほかの秋冬とあん

まり変わらないなということでしたところでは。

先ほどの対応に関しては、段階的に対応をされているということですが、やっぱり熱中症は放置すれば死に直結する緊急事態ですので、呼びかけに対して反応がないとか、動きがおかしいとかになった場合は救急車を要請していいというふうに思います。

ただ一方で、近年、社会問題にもなっております救急車の安易な利用に関しては対策をしていく必要もあるかというふうに考えます。本当は救急車を利用するほどの案件ではなかったり、ひどい場合にはタクシー代わりに利用する人もいたこと最近報道で見聞きするところで、先日、とある番組でやっていたんですけども、蛇というふうな通報があったので、蛇にかまれたかと思っていたら、公園に蛇がいるからどうにかしてくださいといった内容だったようで、これはモラルの問題でもあるんでしょうけれども、そういったことがあっているということも事実のようです。

そこで質問ですけども、救急車の安易な利用に関しては、管内の状況はどのようになっているのか、お示してください。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

本局では、それぞれの救急事案について適正な利用であったかの判断はできていませんので、救急車の安易な利用の件数等は把握しておりません。ただ、搬送後、結果的に軽症と判断されたものは、令和5年中の救急件数1万8,921件のうち7,033件で、全体の40%でした。

また、これは適正な利用とは言えない事例としまして、誤ってカッターで指先を切り、少し血が出ているとか、救急車で行ったほうが早く病院を受診できるから呼んだとか、処方されている薬がなくなったから救急車で受診したいなどがございます。

以上でございます。

○富永明美議員

事例もありがとうございます。これは恐らく現場単位でいったらもっともいろいろな事例が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

40%が軽症ということで、なかなかこれは判断

が難しいところではあるかなというふうに思うんですね。先ほどのカッターで少し血が出たという事案も、本人からしてみれば一大事かも分からないですのですね。

ただ、救急車の適正利用に関しましては、ポスターとかチラシのほうでも啓発、周知をされているところではありますが、やっぱり救える命を救うためには、こういう不要不急な出動件数を減らすこと、緊急性の高い搬送を確実にすることといったことも考えていかなければならないというふうに考えます。先ほどのような安易な利用者というのもしらっしゃるかもしれませんが、中には自分で救急車を呼ぶべきか迷う方もいらっしゃると思うんですね。ただ、どこにかけていいかわからないから119番にしたというふうに心苦しく感じている方もいらっしゃるかなというふうに思います。

実は私も以前、夜中にどうしようもない事態に陥ったときに、119番通報しようか迷ったときがありました。ただ、そのときはネットで調べて、外線の消防局の番号に電話をして、どうしたらいいですかということで対応してもらったことがあります。こういったふうに判断に迷ったときに便利なのが#7119番です。

この#7119番というのはどういったものかと申しますと、急なけがや病気をしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか判断に迷ったとき、看護師による相談のほか、医療機関を受診する緊急度などについてアドバイスを受けることができる電話相談窓口、救急安心センター事業のことです。これによって不要不急の通報が減って、出動の逼迫が緩和をされるということで全国展開をされております。ただ、これは実施をしているエリアなんですけれども、今現在、全国で30地域でして、佐賀県はまだ未実施であります。

そこで提案なんですけれども、この#7119を佐賀でもぜひ導入するべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

本局といたしましては、救急車の要請を迷うようであれば、ためらうことなく救急要請をするよ

うに広報しておりますので、結果的に救急車が必要でなかった事案にも出動していることが考えられます。

#7119が導入され、住民への周知も十分になれば、安易な救急要請は減少する可能性があると思います。

以上でございます。

○富永明美議員

これは全国の地図があるんですけども、ブロックごとに導入されている地域が多いようで、九州では今、福岡と熊本だけです。どうも県単位で導入の有無を議論されているみたいですので、ぜひ県のほうにも働きかけをして、導入できるようよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇議長(重松徹議員)

ここでしばらく休憩します。会議は11時30分に再開します。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

◇議長(重松徹議員)

休憩前に引き続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続けます。

○福井章司議員

それでは、通告に従って一般質問を行います。

まず、総括として、1点目は広域消防局の規範遵守についてお伺いをいたします。

今回は、昨今起こりました事件についての具体的な事案についての対応及び認識について伺います。

皆様御承知のように、5月15日に広域消防局職員が不同意わいせつ罪の事件を起こしたとして逮捕される事件が起こりました。これは、報道は5月15日で、実際はその10日ぐらい前になるわけがあります。まさしくとんでもない事件であるわけでありまして、そこでまず総括質問として、職員によるこの不同意わいせつ事件の概要はどうなっているのか、この点をまずお伺いいたします。

2点目の質問は、救急車へのマイナンバー読み

取り機の設置についてであります。

今回の質問のきっかけは、佐賀市の老人クラブ連合会での意見交換のときに出てきた話題であります。

意見として述べられたのは、救急車で運ばれるときに、病状や既往歴などの判断のために、救急車にマイナンバー読み取り機を設置していただいて、マイナンバーに記録されている内容をチェックしてもらったらどうなのかと。そのことによって具体的な対応がスムーズにいくのではないかと、こういう提案であります。

そこで質問であります、このような案件について、広域消防局としてどう認識されているのかを伺います。

特にこのような問題に関して、国や県などの取組はあるのかなども併せて伺いをいたします。

なお、また一般質問の項目の中に、1番の問題の3点目に消防局長と広域連合長への質問といたしておりますが、この点は、消防局長に聞けば広域連合長も同じ認識という認識の下に立って、この点は消防局長のほうに質問を集中させていただきたいと思っております。

それぞれ答弁をお願いし、総括質問といたします。

○消防局総務課長(松本和晃)

元職員による不同意わいせつ罪に問われた概要についてお答えします。

令和6年5月14日、当時佐賀消防署救急1課主幹兼救急係長をしておりました51歳の男性職員の逮捕、拘留の事実を、佐賀県警察本部佐賀南警察署からの連絡により知りました。

令和6年6月4日の刑事起訴についての報道によりますと、令和6年5月4日頃に、佐賀県内の施設で指導をしている運動クラブの合宿中に、13歳未満の女兒に対し、わいせつな行為やスマートフォンで身体を撮影したとされており、女兒が保護者に打ち明け、事件が発覚しております。

刑事起訴を受けたため、地方公務員法第28条第2項第2号の規定に基づき、令和6年6月4日付で起訴休職処分としました。その後、職員は令和6年6月30日付で依願退職しております。

なお、この刑事事件につきましては、現在も裁判が継続中であります。

以上でございます。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

まず、マイナンバー読み取り機設置について、本局の認識についてお答えいたします。

現在、総務省消防庁の事業で、救急業務の迅速化や円滑化を図ることを目的とし、マイナンバーカードを活用した救急業務の実証が行われております。

事業の進捗としましては、令和4年度に全国の6消防本部で実証を実施し、これを経て、今年度に全国の67消防本部で実証が行われているところです。

次に、このシステムの概要について説明いたします。

このシステムは、救急搬送する傷病者のマイナンバーカードを活用して、本人の医療情報等を救急隊が閲覧する仕組みです。

具体的には、救急隊が所持するタブレット端末に附属したカードリーダーでマイナンバーカードを読み取り、その後、タブレット端末で情報を閲覧する形となります。

閲覧できるデータについては、氏名、生年月日、住所、性別のほか、受診歴や病歴、薬の処方歴等です。

閲覧については、マイナンバーカードが保険証利用登録されていることと、本人の同意が必要となります。

ただし、意識がない場合等、同意することが困難な場合は、同意は不要となります。

以上でございます。

○福井章司議員

それでは、一問一答に入っております。

まず、広域消防局の規範遵守ということでございますが、5月4日に起こった事件についてありますが、逐次裁判が行われていくというふうなことになってくるわけでありまして。当然ながら、刑も確定していくと思われまますが、広域消防局といたしまして、今後の対応、特に今後こうした事件等を未然に防ぐ意味からも、職員の規範遵守を

行う必要があると考えます。

なかなかこういう事案についても、じゃ、具体的にこうだというふうなことになってくるとなかなか簡単ではないと思います。職員の持っている、そういう言わば特性といたしまして、こういうことになってくるとなかなか難しい点もあると思いますが、そういった面を含めながらも、事前の対応、そういう面での規範遵守のための考え方、この点についての認識をお伺いしたいと思っております。

○消防局総務課長(松本和晃)

消防職員は、高い倫理感と全体の奉仕者として職務への責任を持つことが求められております。

このような中、本局が定めた佐賀広域消防局人材育成計画に基づき、階級や役職に応じて毎年研修を行い、規範意識を高めていましたけれども、今回の不祥事が起こってしまいました。

今後、全職員が不祥事を自分事と捉え、当事者意識を持てるように研修内容を充実させ、さらなるコンプライアンスの徹底を図っていきたいと考えます。

今後とも住民の期待に応えるため、職員一人一人が公務内外を問わず、公務員として自覚を持った行動を取るために、組織全体で再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○福井章司議員

この事件については、今後の裁判の状況等々もあって、推移を見るということになるのかなと思っておりますが、この点について、したがって、これをあえていじくって、いろいろ細部にわたってということは、もう恐らく裁判もしくはそれに至る時点での調査の内容に委ねざるを得ませんので、これ以上深めることはできないかもしれませんが、この事案についての消防局長の見解をお尋ねしたいと思っております。先ほどの富永議員の質問にもお答えをされましたが、いささか私としては、そのお答えについては、もう少し何といたしましうか、真に迫る、そういう思いが伝わってこなかったなと思っております。

ぜひ今回のこの質問については、局長の意のあ

るところをいま一度お聞かせいただきたいと思っております。

○消防局長(村上正)

まず、今回の件で被害に遭われた方、それからその御家族、関係者の皆様方に深くおわび申し上げたいと思っております。

それから、住民の皆様方に対しましても、多大なる御心配と御迷惑をおかけしましたことを重ねておわび申し上げます。

職員の任命権者であります消防局長として、このような事案が起きたこと、管理責任の重さを痛感しており、大変残念に思っているところでございます。

我々公務員は、公務に限らず、高い倫理感が求められてまいります。さらに、消防に関して言えば、住民の生命、身体、財産を守るという使命感を持っております。そういう中で地域住民の皆様方に安心感を与えていかなければならないということを考えてみても、やっぱり職員の不祥事というものは絶対あってはならないものというふうに考えております。

今後このようなことがないように、私、局長としてもリーダーシップを発揮しながら、再発防止に全力で取り組んでいきたいと、そういう考えでおります。

以上でございます。

○福井章司議員

私どもも中部広域連合議会の議員でございます。そして、ここの壇上におられる皆さん方も連合長であり、あるいは副連合長ということで参画されております。

いずれにいたしましても、全ての皆さん方とともに意識を持って、中部広域連合、そして、特に消防の問題についても認識をしながら遂行するという認識と責任感を持っているはずで

です。ですから、そういう面においては、我々もこうした問題については同様の責任感を持って対応しているつもりでおります。

そういった意味から、ぜひ消防局長におかれましては、従来にも増してしっかりと対応で今後の指導にも当たっていただき、そして、それは

局長のみならず、局全体としてそのことについての意識をさらに高めて、再発防止のために、局一丸となつての引締め、法令及び規範遵守ということについて遂行していただくことを心から強く思うものでございまして、これは私一人ではないと思いますので、一層の御尽力をお願いいたしまして、この点の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

次の質問に移ります。

救急車へのマイナンバーの読み取り機械の設置であります。国のほうではしばらく前から検討がなされていたわけでありまして、その後の状況及び佐賀広域消防局としての現状の対応はどうなっているのかをお伺いいたしたいと思ひます。

○消防副局長兼警防課長（實松孝明）

昨年度、総務省消防庁から、全国の消防本部に実証事業参画の公募があつておりましたが、実際の導入に当たっては、この実証結果を踏まえ、検討したいと判断し、参画は見送りました。

このため、本局は現時点でこの取組を実施しておりません。

以上でございます。

○福井章司議員

具体的な参画はなされていないけれども、この現況についての課題と認識というのはどうなっているのでしょうか。その点について、またその課題の解決について、どのように対応なされているのか。当然ながら、そういうふうな問題が出てくると思ひますし、いわゆるマイナンバー読み取りというものについての認識、それから必要性が出てきているはずでございますので、その辺を含めて、いま一度どのような対応を考えられていらっしゃるのかお伺いいたしたいと思ひます。

○消防副局長兼警防課長（實松孝明）

令和4年度の実証では、このシステムを利用することで救急車が現場に到着してから、現場を出発するまでの時間が6分29秒長くなったという結果が出ております。これは情報閲覧のための本人同意を書面としていたこと、あと閲覧までにタブレット端末の操作手順が多かったことが主な原因と考えられています。現在、この課題解消に向け、

今年度の実証が行われているところです。

また、本局におきましては、本格運用の開始の時期や導入経費の負担、これが明確に定まっていないために、当局としては、導入のスケジュールや予算措置などについて、具体的に検討できていないことが課題として挙げられております。

以上でございます。

○福井章司議員

課題として幾つか今述べられましたが、導入費用ということをちょっと今お話になったわけでありまして、これはマイナンバーカードの読み取り機械というのは既に現状あるわけでありまして、これを言わば救急車のところに置いて対応することでございますので、そう大きな費用負担ということにはならないだろうということであろうと思ひますが、この点についての議論は、今までどのようになされてきたのかお伺いをいたしたいと思ひます。

○消防副局長兼警防課長（實松孝明）

その議論につきましては、実証実験を踏まえた上で、それを参考としながら入れていくという方針でございましたので、具体的にその件につきましては議論しておりません。

以上でございます。

○福井章司議員

議論はしていないかもしれんけど、今お伺いしているのは、費用負担というのはどれぐらいになるのかということぐらいは分かっているんじゃないですか。それは答弁できませんか。再度の答弁をお願いいたします。

◇議長（重松徹議員）

答弁できる方はいらっしゃいませんか。

○消防局長（村上正）

この件につきましては、全国の消防長会の集まりとかでも総務省消防庁から適宜説明はあつております。

その中で、先ほど副局長が述べたような現状とか課題、そういったものについての説明はあつております。

それから、導入に対しての考え方、経費が、私の認識では国のほうで持ちたいというような説明

があったと記憶しておりますけれども、その経費がどれくらいかかるのか、具体的な数字についての説明はまだあっていないというのが現状でございます。

○福井章司議員

あんまりやるとやり取りでずれた数字が出てくるのはまずいかもかもしれませんが、いろんな調査をしてくとある程度費用負担の分が出てくるんですよね、既に。

例えば、消防局全体についても、例えば、1,000万円であるとか、あるいは一千何百万と、こういうふうな数字というのは当然出てくるだろうと。細かいところについてはそれ以外の問題もあるかもしれませんが、端末についてですね。その辺のことがどうなのかということをちょっと先ほどお伺いしたつもりだったんですけど、お答えいただけませんかでしょうか。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

費用に関する御質問をいただきました。

まず、導入費用につきましてはタブレット端末、そして、カードの読み取り機を含めまして、これは概算でございますが64万円ほど、それが消防局内16隊の救急隊員に必要な分を購入いたしますと1,024万円、そして、ここからはランニングコスト、2万円が12か月、その16隊分として384万円、合計で1,408万円のコストが発生いたします。

以上でございます。

○福井章司議員

そういう数字が、私も聞き取りの中では一応お尋ねしたはずでありますので、ぜひお手持ちでその答えをお教えいただきたい。

その上で、これからはその分の費用負担、先ほど局長は国が持つというふうな表現をちらっとなさいました。いわゆる現場でどこまで持つのかも、これからの検討になるかも分かりませんが、具体的な実施については可能性がかなり出てきているのではないかと思います。そこで、今後の展望について最後お尋ねをいたしたいと思います。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

展望についてですが、このシステムが導入されて、傷病者のマイナンバーカードがあれば、

傷病者は救急隊員への病歴等の詳しい説明は不要となります。

救急隊員は、傷病者の意識がない場合や、傷病者の家族が詳しい情報を把握していない場合でも、病院選定に必要な受診歴や病歴、薬の処方歴等を正確に取得することができるようになります。

このことから、傷病者と救急隊員双方での負担が軽減され、円滑な救急活動が期待できるものと認識しております。

しかしながら、先ほど申しましたような課題も残されていることから、今年度の実証結果と今後の国の動向に注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

佐賀市の山下明子でございます。

通告しております3つのテーマで質問いたします。

まず、介護人材の確保についてです。

これは最初の諸議員の質問と重なる部分もありますが、改めてお伺いいたします。

2024年度の介護報酬改定では、全体ではプラス改定だったというふうに認識をしておりましたが、実際には在宅介護を支える訪問介護サービスの基本報酬はマイナス改定となっていました。

処遇改善加算なども、小さい事業所では事務負担の点からなかなか取りにくいという話もあり、全国的には廃止に至る事業所もあるというふうに聞いております。

広域連合として、事業所等の声をどう聞いて対応していくのか、また、今回の介護報酬改定が1.59プラス改定となっているけれども、訪問介護の基本報酬が減額となっているという点について、その内容と議論の経過、そして、訪問介護の基本報酬の減額について、広域連合としてどのように捉えているのかということについて、改めて御答弁をお願いいたします。

次に、応急手当の普及啓発についてです。

災害や事故、けがなどに遭遇したときに、救急車が到着するまでに速やかな、適切な処置をすることで、救命率やその後の日常生活への復帰率を高めることができる、そういうふうにつながって

いくというふうに言われています。

そのためにも、基本的な応急手当や救命処置の知識を多くの人が知ることによって、いざというときに、とにかく声をかけるという勇気を持つことにもつながると思います。

そこで、応急手当の普及啓発の令和5年度の取組実績についてお示しください。

最後に、職場でのハラスメント対策について伺います。

先ほどから関連するような内容で質問が続いておりますが、6月11日付の佐賀新聞によりますと、佐賀広域消防局が実施したハラスメント調査で、過去5年間にハラスメント被害に遭ったと回答した人が、回答者の19.2%に当たる69人だったと。内容としては、パワハラ、モラハラ、セクハラなどの内容があり、誰がハラスメントを行ったかということについては、直属の上司が38.7%と最も多く、直属の上司よりも上位の上司が24.3%、同じ職場の先輩が16.1%と続いていたとのことでした。

また、ハラスメントを見聞きしたことがあると答えたのは33%、そのことで、通報や相談をしていないという回答は、したという人を大幅に上回ったとも報じられています。

そこで、まずこれらの事案の総括と課題についての見解をお示しください。

以上、総括といたします。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

まず、2024年度介護報酬改定の内容や議論の経過とそこでの訪問介護の基本報酬が減額となった経緯についてお答えいたします。

2024年度の介護報酬改定につきましては、昨年5月以降、計20回開催された社会保障審議会介護給付費分科会において、各サービスや横断的な課題について議論が行われるとともに、関係団体へのヒアリングがなされております。

その結果、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性・持続可能性の確保の4つを基本的な視点として介護報酬改定が実施されてお

ります。

その報酬改定の内容でございますが、諸議員の御質問でも申し上げましたが、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に進めつつ、サービスごとに経営状況の違いも踏まえ、メリハリのある対応が行われております。

改定率といたしましては、介護職員の処遇改善として0.98%、各サービスの基本報酬や処遇改善以外の加算などへの配分として0.61%が割り当てられて、合計1.59%のプラス改定となっております。

訪問介護などの各サービスの基本報酬につきましては0.61%の部分に含まれます。

基本報酬の改定は、介護サービス事業所の経営状況も考慮されています。

訪問介護事業所の利益率は7.8%となっており、全サービスの平均である2.4%を大きく上回ったことが訪問介護がマイナス改定となった要因にもなっております。

しかしながら、6月から一本化された介護職員等処遇改善加算において、訪問介護は介護職員が多いことから、ほかのサービスよりも高い加算率が設定されております。

このことから、訪問介護事業所は、この加算を取得することで介護報酬額がアップする仕組みとなっているため、この加算を取得して収入を増やすことが重要になると考えております。

以上でございます。

○消防副局長兼警防課長（實松孝明）

応急手当普及啓発の実績についてですが、現在、消防本局では、応急手当普及啓発として、主に4つの救命講習を実施しております。

1つ目は一般講習です。

これは約1時間程度の救命講習で希望する事業者または団体へこちらから出向いて実施しております。

2つ目は普通救命講習です。

これは3時間の救命講習で、主に地域住民を対象とした誰でも参加できる救命講習です。毎月4回、各消防署が輪番で実施しております。

3つ目は救マーク講習です。

救マークとは、不特定多数の方が利用する宿泊施設や店舗等の事業所で、いざという救急事故などに適切な対応をしていただくため、事業所に救マークを交付し、利用者の方々に安心して利用できる事業所であることを表示するものです。本局が実施している4時間の講習を受講し、認定された事業所は救マークの表示をすることができるようになります。

4つ目は応急手当普及員講習です。

これは24時間の講習で、本局が8時間の3日間で実施しております。受講者は、所属する事業所や防災組織等において救命講習の指導ができるようになります。開催回数及び受講人数に関しましては、令和5年度の実績として、一般講習が186回で5,273人、普通救命講習が70回で953人、救マーク講習が2回で40人、応急手当普及員講習が1回で6人受講しております。

以上でございます。

○消防局総務課長（松本和晃）

ハラスメントに関するアンケートの総括と課題についてお答えします。

令和6年4月18日から4月25日にかけて、ハラスメントに関するアンケートを実施いたしました。

対象は、全ての消防職員及び会計年度任用職員の435人で、360人が回答しており、回答率は82.8%でした。

このアンケートで、過去5年間にハラスメントの被害に遭ったと回答した者は69人おり、回答者全体の19.2%でありました。

複数回答がありますが、その内訳は、パワーハラスメントが59人、モラルハラスメントが24人、セクシュアルハラスメントが2人、その他3人となっております。

調査結果からは、ハラスメントを受けたことがある者が一定数存在していること、ハラスメント相談窓口が機能していないこと、ハラスメントに対する職員の認識にばらつきがあることなど、様々な課題が浮き彫りになりました。

本局におけるハラスメント対策のこれまでの取組としまして、消防局長によるハラスメント防止宣言、各所属長をメンバーとしたハラスメント撲

滅推進会議を年2回開催、通報・相談窓口の設置、外部団体の相談窓口の紹介、カウンセリング相談に関する専門機関への委託、ハラスメントの内容を盛り込んだ職員研修を行ってまいりました。

しかし、今回実施したハラスメントに関するアンケート調査結果で、現状のハラスメント対策では十分とは言えないことを認識したところです。

今回の調査結果を真摯に受け止め、これらの課題に対して、具体的な対応を検討、実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○山下明子議員

それでは、一問一答に移ります。

介護人材確保に関してです。

訪問介護の基本報酬に関しては、減額とはなつたけれども、介護職員の処遇改善加算があつて、訪問介護はほかのサービスと比べてこの加算率が大変高いということで、これを取得してもらふことによって収入を増やしてもらいたいという答弁だつたと思いますが、訪問介護の基本報酬が減額されたことに伴う事業所への影響を把握されているのかどうか伺います。

処遇改善加算に関しては、結局ガソリン代とか物価高の中で、処遇改善加算を取ろうとしても、小さい事業所の場合はなかなかそれが難しいと言われていふ中で、基本報酬が下がってしまうと、やっぱり実質引下げでしかなくて、採算の取れない地域であっても、利用者のニーズに沿って何とか頑張ろうと思つている事業所もある一方で、もう頑張るのは限界だという事業所もあると聞いております。

そういう中で、全国的には撤退せざるを得ないという動きが広がっていると報じられているわけなので、その点で、当広域連合として、この事業者の実態に関してどのように把握されているか、お答えください。

○認定審査課長兼給付課長（古賀愛康）

訪問介護の基本報酬の減額による訪問介護事業所への影響の把握状況についてお答えいたします。

現時点で確認できる令和6年5月末時点での利用者1人当たりの介護報酬月額で見ますと、改定

後の2か月の平均4万9,634円に対し、改定前の直近3か月の平均が4万9,221円であり、現在のところ、あまり影響は見られないと考えております。

また、訪問介護事業所からは、今回の基本報酬の減額に伴う運営への影響などの御相談を特に受けてはおりません。

今後も運営指導など事業所と接する機会の際に、今回の改定に伴う影響等について把握してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

私、この広域連合になって、介護保険の問題でヘルパーさんの実情を聞きましたかとか事業所の声を聞きましたかという質問は、いろんな機会でも繰り返してきているんですね。

その中で、大抵そのたびに、特に声は上がっていませんという回答がほぼ続くんですよ。こういう声がありましたという答弁ってほとんどあったことがないんですよ。

それで、本当に聞いているんだろうかなあとか、本当に聞く体制を持っているのかなとか、大変疑問に持つことが多くあります。今回、こういうことになっていきますから、今最後にいろんな機会を通じてとおっしゃっていたので、本当にそこは全国的にこういう傾向があるけど、佐賀は全然大丈夫ですよという話なのか、本当はそうだけど、なかなかそれが言えない状況にあるのかとか、そこは一步踏み込んで何か聞いていく体制といいますか、心持ちといいますか、そこはきっかり持っていたきたいと思っております。

同じく、ヘルパー等従事者の方々の実情は把握されているのかどうかについても伺いたいです。

これも、そもそもガソリン代もなかなか出ないと。それから、時間が細かく区切られていて、利用者の状態だとか、利用者の気持ちを汲みながらの支援というのがなかなかしにくくなってしまったと、この20年の間にですよ。ヘルパーの制度がずっと変わっていく中で、そういう声がずっとあった中で、事業所だけでなく直接ヘルパー

等従事者の実情についても、研修会だとかいろんなところで把握していきますよとか言われてきた答弁が今までもあったわけですが、今回のこの件に関して、聞く体制なり、聞いてきたかということに関してお答えください。

○認定審査課長兼給付課長(古賀愛康)

ヘルパー等従事者への実情の把握状況についてお答えいたします。

今回の基本報酬減額に伴う従事者の方への影響につきましても、特に訪問介護事業所の管理者や従事者の方からの相談は現在のところ受けておりません。

今後も運営指導や集団指導といった管理者や従事者と接する機会を捉えて、報酬改定に係る現状や困り事など、現場の実情についての聞き取りを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

困り事など現場の実情をつかむようにということは本当に大事なので、そこは本気で取り組んでいただきたいと思っております。

今のところはそれで閉鎖をしたというふうなことというのは、目立ってはないというふうに認識されていると思うんですが、実際こういう事態の中で訪問介護事業所が閉鎖していた場合、当然利用者は困ってしまうわけで、これまでも人材が確保できなくて、サービスが提供できなくて閉鎖せざるを得なかったというところもないわけじゃなかったもので、これが拍車がかかってしまうおそれがないのかと大変心配しているわけですよ。その辺に関して、どのように連合としては考えておられるのか、認識を伺います。

○認定審査課長兼給付課長(古賀愛康)

訪問介護事業所が閉鎖した場合の利用者への影響についてお答えいたします。

介護サービス事業所が廃止や休止をする際には、介護保険法第74条第5項等により、介護サービスが必要な利用者に対しては、引き続きサービスを利用できるように、関係機関と連携しながら便宜を図ることが義務づけられております。

その際には、指定権者である本広域連合におい

でも、法第75条の2第1項に基づき、助言や援助などの協力を行いながら、利用者に不利益が生じないよう、サービス利用の継続を図ってまいります。

以上でございます。

○山下明子議員

連合としては、当然サービス利用者の方たちにしわ寄せが行かないようにという責任があるので、そこはしっかりやっていただきたいと思いますが、やはりそうならないようにするための支援、先ほど諸泉議員も何とかならないのかとおっしゃっていましたが、私も同じような気持ちでおります。

今回、処遇改善加算が改定されておりますけれども、先ほどから申し上げておりますように、小規模事業所においては、上位の加算をなかなか取るのが体制的にも事務的にも大変だということで、もうそれを諦めてしまっているというふうな声も聞きます。

ですから、基本報酬そのものが介護事業所の運営の基本財源なわけで、それこそが経営を安定させる担保にもつながるわけですね。

加算取得というのは、もう本当にそこは小規模の事業所であればあるほど、なかなか取得が困難となると、幾ら取得促進に向けて高い加算率にしたんだとか説明をされていても、新たな対策が提示されたわけではないから、これは介護人材不足への取組としては不十分なんじゃないかという現場での声も聞かれているようなんですが、その点で、この加算対策に関しても、連合としてはどのように取り組んでいくつもりなのか。特に小規模事業所などを念頭に置いた対応策について考えをお示してください。

○認定審査課長兼給付課長(古賀愛康)

今回改定された処遇改善加算を本広域連合としてどのように考えているかについてお答えいたします。

諸泉議員の御質問でも申し上げましたが、改定された介護職員等処遇改善加算につきましては、事業所に勤務する介護職員等の賃金改善につながる仕組みがより拡充されており、上位の加算を取得することで賃金に充てる収入がさらに増加しま

す。

このことから、事業所に対しましては、今後もメールや集団指導、運営指導において制度の周知を行い、加算の取得促進を図ってまいります。

また、運営指導等で加算が未取得の事業所を確認した際には、厚生労働省や佐賀県で開設する相談窓口への案内を行うなど、加算取得につながる支援を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

こちらのほうについては、特に小規模の事業所等には丁寧な説明をしたいと思っております。

以上です。

○山下明子議員

結局、取りやすいように相談に乗りますよということ、丁寧に説明していきますよということに尽きるようなことだったと思うんですが、今、医療もそうですが、介護報酬とか、医療報酬というのは、報酬でやっている側はそれで身を立てていくことになる。でも報酬を上げれば、利用料が上がるということになっていくので、加算を取れば、加算をやっている事業所のサービス利用料が上がることにもつながるとい、もう非常に難しいところで、それで、結局、利用料をあまり上げることはできないからということで加算を取らずに頑張ろうとしてみたり、それから、全体としても、介護職というものが全産業に比べて、この10年間処遇改善加算してきたけれども、それでも、全産業の平均に比べて月額6万円低いとか、そういう状態に置かれているという、ここは非常に矛盾だと思います。

ですから、国の制度だからどうしようもないというふうに言ってしまうればそれまでかもしれませんが、現実こういう状態では人も集まらない、人が集まらなければサービスが停滞してしまうかもしれないという悪循環になるかもしれないというところは、そこはしっかり見てもらって、国が言うことをただ下にどんどん伝えるということだけでなく、もう少し横の連携とか知恵を出し合って、それぞれ副連合長さんたち、自治体の長の方たちがおられるわけですから、どうしていったらいいんだろうかと、利用料も上げないままでどうやって介護従事者の人たちの人件費を上げていくこと

ができるんだらうかというその仕組みの問題というのは、国に対しても物を言っていくとか、そこら辺の立場でぜひ考えていかないと、多分閉塞状況から抜け出せないと思うんですよ、このままの流れではですね。

なので、そこはぜひ今後頭に入れて、いろいろ聞き取りをしたりするときも、そういう提言だとか知恵出しだとかにつながるような発想でいていただきたいなということを求めています。

以上、介護人材に関しては終わります。ありがとうございます。

次に、応急手当に関して一問一答を続けます。

この応急手当に関しては、いわゆる救命の連鎖ということが言われていますけれども、救命の確率を上げるためには、けがや病気になった傷病者を発見したときから、救急車が到着するまでの救命行為が6割、理想的には8割以上、良質な胸骨圧迫の確保ができるかどうかにかかっているし、AEDで電気ショックなどを与えたら即座に胸骨圧迫を行うことが大事だとか、そういうことをしっかり伝えていくということが大事だというふうに思います。

ですから、早期の傷病者の発見から通報、それから、心肺蘇生とAED、2次救命措置というふうな一連の流れがうまくいくようにという、そういうことをいかに多くの人たちに伝えていくかというのは鍵だと思うんですね。そういうことを学ぶ場としては、先ほど言われた様々な講習だけでなく、防災学習広場というのも一つのいい場所だというふうに考えます。

私、以前、子供向けのプッシュプロジェクトという心肺蘇生のための子供向けのキットをぜひ採用して置いてみたらどうかということを提案したところ、今、防災学習広場のところに置かれています。ハートマークの、キュッキュッと押したらピュッピュッと音がするというものですね。それで体験ができるというのはいいんですが、一方で、AEDがないんですね。普通、心肺蘇生のことをやろうとしたら、人体の模型とともにAEDがあって、傷病者を発見しましたということで、あなたは119、あなたはAEDを持ってき

てくださいと言ったりする訓練をするんですが、そのAEDを地域でいろんな防災訓練などに参加させていただいた折に、AEDを見たことがありますかと聞いたら、案外子供さんのほうは学校で触ったことがあるというケースはあるんですが、大人の方はあまりないとおっしゃることが多いんですね。

それで、子供のための心肺蘇生のモデルは置かれているんですが、ぜひこのAEDのトレーナーを、同じように身近に見て触って体験できるようなコーナーというのをあの中につくっていく必要があるのではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○佐賀消防署長(川副国博)

防災学習広場にAEDの体験ができる場を設けたらどうかという御質問ですが、まず防災学習広場の説明をさせていただきます。

防災学習広場は、震度7までの揺れが体験できる地震体験コーナーや、大雨などによる冠水箇所を疑似的に歩行できる風水害体験コーナーなど、主に自然災害に関する体験や学習ができる施設で、本局庁舎の1階玄関ホールに設けております。

また、この施設には、防災に欠かせない応急手当として、簡易的な器具を用いた心臓マッサージの体験ができるコーナーも設け、本局で開催する救命講習の御案内をさせていただいているところであります。

AEDの体験につきましては、施設のスペースに余裕がない状況ですが、来場者が気軽にAEDを直接見て、触れていただけるような場の設置について今後検討していきたいと思っております。

○山下明子議員

限られたスペースではあるけれども、今後設置を検討したいということですので、ぜひこれはセットだと思いますので、セットにして初めてその救命の連鎖の説明も成り立つと思いますので、ぜひそこは頑張ってもらいたいと思います。

そのAEDなんですけれども、訓練をして、あなたAEDというふうに言ったときに、ところでAEDがどこにあるか知らんもんねという話もよく地域の訓練で聞くんですね。

AEDの場所を示すアプリというのが最近あって、こんなアプリがあるんですよと説明したら、ああ、これは便利ねという話になるんですが、このアプリに関して、どこにあるのかなあと思っている方たちに、もっと一般の方たちにうんと普及する必要があるんじゃないかというふうに思います。ですから、いろんな広域消防として啓発をするような場、あるいはチラシなどを含めて、目につくところに必ずAEDの話をしったりするときには、必ず場所はこうやって探せますというふうなQRコードをつけるとか、そういう案内をして普及を図ることが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

AEDの普及推進について、とりわけAEDの設置場所に関しましては、現在、本局のホームページでAEDが設置された場所が分かる、先ほど議員おっしゃられたAEDマップアプリを案内しております。また、本局が救命講習に使用しております救命講習用のテキストにも、AEDマップのQRコード、これが掲載されております。

本局職員が救命講習を実施した際にも、AEDマップやマップアプリの案内を行っております。

今後、本局が開催する救急フェスタなどのイベントでの案内や、消防局の庁舎にQRコードを表示したポスターを掲示するなど、より多くの人に設置場所を知ってもらいたいと考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

そうですね、実際ホームページにはあるけれども、ホームページをわざわざ見なきゃいけないし、テキストは受けた人しか分からないということで、一般的に知ってもらうという点では、最後言われたように、ぜひいろんなチラシだとかポスターだとか、そういうところで知らせていただきたいと思います。

AEDの最後なんですけど、維持管理に関して伺います。

実は昨年、市内のある中心的な商業施設エリアと申しますか——を防災士会の方たちと普通にただ歩いておりましたら、AEDを眺めていたんで

すよ。そうすると、そのメンバーのひとりが、そのAEDの救命パッドの交換時期が過ぎているのを偶然発見されました。

AEDは、パッドとかバッテリーの交換時期というのが大体分かるように示されているから、そうやって見えたということになるわけですが、ぜひ設置しましょうと推進することも必要なのと同時に、結局そうやって期限切れになっているのがそのままになっているというのは大変本末転倒だということになると思います。

よく消火器ですとか、住宅用火災警報器などに関しても、交換時期が来たら交換しましょうというキャンペーンを広域消防でされたりしていますが、それと同じように、設置者に対して、この場合はもう本当に設置している設置者に対して、ちゃんと交換時期を意識して整備、維持管理してくださいよというふうなことが本当に必要じゃないかと思いますが、そういうことがなされているかどうか。なされていないとすればそれはやっていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

AED設置後の維持管理についてでございますが、現在AEDは、公共施設に限らず、先ほど御指摘があった商業施設や民間企業など様々な場所に設置されておりますが、設置者が維持管理を適切に行い、いつでも使用できる状態を保っていただくことが重要です。

厚生労働省もホームページでAEDの適切な管理の実施について、設置者に周知を行っているところです。

また最近では、販売会社やリース会社と保守契約をする設置者も増えているために、以前に比べて、バッテリー切れやAEDパッドの使用期限切れなどは減ってきていると思います。

AEDが緊急時に作動せず、いざというときに使用できないことがないように、本局といたしましても、AEDを設置している業者に対して、避難訓練や消防の査察時などに、日常的な点検方法のチラシなどを配布しまして、適切な維持管理を周知していきたいと考えております。これまでは

そういうチラシを配るといふようなことはやってはおりません。

また、本局のホームページやSNSでも引き続き、啓発をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

ぜひそういう方向でやっていただきたいと思っております。

リース契約だとか、保守契約を結んでいるところなどはあまりそういう心配はないかもしれませんが、早期につけて買い上げてつけたところなどはそういうこともあるのかもしれないというふうなのが見受けられましたので、ぜひおっしゃったような対応を進めていただきたいというふうに思っています。

AEDについてはこれで終わります。

それでは最後に、職場のハラスメント対策について伺います。

総括の中で、課題として考えておられるのは、なかなか相談案内体制というのが、窓口が機能していないということが言われたりしていましたね。

実際、今回の新聞記事の中で、何度もほかの議員も引用されていますが、村上局長がハラスメントは1件もあってはならないとして早期に研修を実施する考えを示したとのコメントが紹介されておりましたけれども、具体的にどうやってなくすというふうに考えておられるのか、まずお示ください。

○消防局総務課長(松本和晃)

ハラスメントをなくすためには予防策が重要と考えております。

先ほどの総括で答弁しましたアンケート調査結果でハラスメントの現状が浮き彫りとなりました中でも、ハラスメントに対する職員の認識にばらつきがあることについて、9月に専門家によるハラスメント研修を全職員対象に予定しております。

研修は、ハラスメントに関するアンケート調査結果を基に、ハラスメントについて基礎から学び直し、全職員が共通認識を持つことを目的としております。

このこと以外にも、各所属長によるハラスメン

ト防止宣言や定期的なハラスメントに関するアンケートの実施など、組織全体でハラスメント撲滅に対する意識を継続的に持ち続けるための方策を検討しております。

以上でございます。

○山下明子議員

9月に全職員対象の研修をされるということで、1つは何がハラスメントに当たるのかということ全体を共通にするという基本的なところから始めるということだったと思います。それはもちろん大事だと思います。

同時に、人間関係からいろいろなものが積み上がってくるという部分もあると思うんですね。

この間、社会的に、例えば、ジャニーズ事務所とか、宝塚歌劇とか、自衛隊、警察など、様々な分野でのハラスメント問題が社会問題となっていました。

その中で共通して指摘されているのは、閉じた世界、あるいは上下関係が厳しい世界というところでは、内部で長期的に行われてきたということに関して、内部での自浄作用が働きにくいんじゃないかということで、やはり第三者による相談対応の仕組みが必要じゃないかということがずっと言われてきています。

総括の中でも、外部の相談の紹介だとか、そういう内部での体制——というか、内部じゃないと私は思っていて、外部に対して対応するということに関する対応策というのは、この間、現状どのように取られてきたのかお答えいただけますでしょうか。

○消防局総務課長(松本和晃)

まず、現在の消防局の通報・相談窓口について御説明させていただきます。

現在、消防局における組織内部のハラスメント等に関する窓口として、消防局総務課の職員を充てております。

一方、外部の相談窓口としては、まず1つがオンラインカウンセリングです。これは、神奈川県元消防職員が代表を務める株式会社タフジャパンと委託契約を結んでいるもので、元消防職員という強みを生かして、ハラスメント相談のみなら

ず、健康相談や部下育成指導相談など、幅広い相談をオンラインで受け付けているものになります。

2つ目が産業医、医療法人中央クリニックです。これは、メンタルヘルスなど医学的な見地から相談可能なものとなります。

3つ目が消防庁ハラスメント等相談窓口です。

これは全国の消防職員のためのもので、消防局に通報しにくい場合等に備えて、総務省消防庁が設置しているものです。

4つ目が法テラス・サポートダイヤルです。

これはハラスメントによる法的な被害を相談する場合に誰でも相談できるものです。

ハラスメントに関するアンケート調査結果を見ますと、現在、本局が設置をしている相談通報窓口への連絡は、過去5年間で1件のみとなっております。現在の通報相談窓口は相談しにくい状況であることがうかがえます。このことを踏まえ、相談窓口についてどういう体制が相談しやすいのか、どういう取組が効果的なのか、アンケート等により職員から意見を聞きながら検討してまいります。

以上でございます。

○山下明子議員

今の対応の中身を聞いていますと、それぞれタフジャパン、それから中央クリニック、消防庁、法テラスということはそれぞれいろいろルートがあるということで、ルートとチャンネルがあること自体は、複数あることは悪くないと思います。

ただ、そこがどれだけ現場のことが分かりながら対応できるのかということに関しては、消防の経験のあるところなんかは分かるんでしょうけれども、それでも神奈川ですから、現場がどれだけ分かるのかとか、現場に対しての聞き取りができるのかとか、あるいは当事者の方が直接でなくても、当事者の方が誰かに相談をしたときに、相談を受けた人は、これを誰に相談しちゃったらいんだらうかと。下手に言うとなつぶされてしまうかもしれないなと思って、じっと困ってしまうということもあります。

いろんなことを考えたときに、それからメンタルと言ったら、メンタルではないしなあとか、

ケースによっては。法律でもないしなとか、本当に難しく、1個1個仕分けされると、それでは行きにくいということもあるのではないかなと。だから、5年間に1回しか相談窓口が生かされていないというあたりは、本当におっしゃるように機能していない、どうしたらいいのかということは今から聞いていくというふうにおっしゃるから、ぜひ聞いてほしいと思いますが、第三者というときに、第三者の個人とか、第三者の個別ではなく、少しチームにした第三者機関というものをつくってはどうかかなというふうに思います。

これはちょっと別ですが、行政オンブズパーソン制度というのがあって、これは市民と行政との関係で、苦情処理窓口という感じで、市民に対しての行政のまずいことがあったらどうぞ何でも言ってください。それに対して、よく調べて、是正する必要があるれば是正しますという制度で、自治体に取り組んでいるところが幾つもあります。

ただ、これは自治体内部の職員のことなどは除外項目なんですよね。だから、そこには自治体の職員、あるいは消防の人たちがそこに言ってもそれは違いますと断られてしまうので、つまりは、行政職員、消防職員の方たちが相談できるような第三者のチーム的な対応というものをぜひ検討してみられてはどうかかなというふうに思います。

そういうオンブズパーソン制度も研究してもらいながら、相談を受ける人を1人にしないという意味で、集団で相談しながら相談に乗れるという意味ですね、そういうことをやっていかないとちょっと厳しいケースもあるのではないかなというふうに思います。

私、本当に5年間でハラスメントの被害に遭ったと回答した人たちが69人いたということ自体が、いたにもかかわらず、5年間で相談窓口は1件しか生かされていないし、そもそも相談してもどうせ変わらないと思って相談しなかったという理由がアンケートの中にあつたと思いますから、それをどうやって解きほぐしていくのかということに関しては、内部の努力とともに、そうやって外部の力も、援助も借りるという思いでぜひ検討されてはどうかというふうに思います。その点はど

うでしょうか。

○消防局総務課長（松本和晃）

相談対応につきましては、議員の御提案の件も参考にしながら、ほかの消防本部や自治体などの取組を参考に検討を進めてまいりたいと思います。

いずれにしましても、相談、通報したいと思っていた職員が心置きなく相談、通報ができるような体制の整備を目指していきたいと思っております。

以上でございます。

○山下明子議員

ぜひそういう相談体制、安心して相談ができ、きちっと是正ができるような関係性ですとか、そういう村度なしにきちんと適切な対応ができるような仕組みづくりということも考えていただきたいということを重ねて申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

◇議長（重松徹議員）

以上で広域連合一般に対する質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

次の会議は8月2日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後0時42分 散 会

[当日配付資料]

議 席 表

			福井 章司 (佐賀市) 川原田 裕明 (佐賀市) 黒田 利人 (佐賀市) 山下 明子 (佐賀市)					
			17	18	19	20		
	稲葉 嵩広 (佐賀市) 中島 妙子 (佐賀市)	川副 龍之介 (佐賀市) 山田 誠一郎 (佐賀市) 富永 明美 (佐賀市) 江原 新子 (佐賀市)		堤 正之 (佐賀市) 重松 徹 (佐賀市)				
	9	10	11	12	13	14	15	16
	筒井 佐千生 (吉野ヶ里町)	古川 輝英 (吉野ヶ里町)					白石 昌利 (神崎市)	大野 秋人 (神崎市)
	8	7					6	5
	中島 慶子 (多久市)	古賀 公彦 (多久市)	質問席				香月 チエミ (小城市)	諸泉 定次 (小城市)
	1	2					3	4

議席の指定

5番

第22号議案	令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算(第1号)
--------	------------------------------

報告第2号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

令和6年2月13日から令和6年7月29日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその(写)を送付したとおりである。

記

- 3月5日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和5年度12月分)
- 4月2日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和5年度1月分)
- 5月2日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和5年度2月分)
- 6月4日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和5年度3月分)
- 7月1日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和5年度4月分)
(一般会計・特別会計等の令和6年度4月分)

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

議案番号	件 名
第17号議案	令和5年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算
第18号議案	令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
第20号議案	令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算(第1号)
第21号議案	令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)
第23号議案	佐賀中部広域連合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○消防委員会

議案番号	件 名
第19号議案	令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算

令和 6 年 8 月 2 日

令和6年8月2日（金）

午前10時00分～午前10時06分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1. 中島 慶子	○	-	-	11. 江原 新子	○	-	-
2. 古賀 公彦	○			12. 富永 明美	○		
3. 香月 チェミ	○			13. 山田 誠一郎	○		
4. 諸泉 定次	○			14. 川副 龍之介	○		
5. 大野 秋人	○			15. 重松 徹	○		
6. 白石 昌利	○			16. 堤 正之	○		
7. 古川 輝英	○			17. 福井 章司	○		
8. 筒井 佐千生	○			18. 川原田 裕明	欠		
9. 中島 妙子	○			19. 黒田 利人	○		
10. 稲葉 嵩広	○			20. 山下 明子	○		

【凡例】 会議時間：①10:00～10:06 ○：出席 欠：欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井 英隆	副広域連合長	江里口 秀次
副広域連合長	實松 尊徳	副広域連合長	伊東 健吾
副広域連合長	池田 一善	広域連合理事	荒瀬 弘之
事務局長	宮崎 直樹	消防局長	村上 正
総務課長兼業務課長	副島 淳一	消防副局長兼警防課長	實松 孝明
認定審査課長兼給付課長	古賀 愛康	消防局総務課長	松本 和晃
予防課長	久米 勝義	情報指令課長	嶋 勝寿
佐賀消防署長	川副 国博		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	出見 秀人	議会事務局参事	副島 淳一
議会事務局副局長	西村 侯二	議会事務局書記	宮崎 弘充
議会事務局書記	中島 優	議会事務局書記	倉谷 裕

本 日 の 案 件

- 以下の議案に対する委員長報告、委員長報告の省略、報告に対する質疑、討論、採決
 - 第17号議案 令和5年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算
 - 第18号議案 令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 第19号議案 令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算
 - 第20号議案 令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）
 - 第21号議案 令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 第22号議案 令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）
 - 第23号議案 佐賀中部広域連合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議決事件の字句及び数字等の整理
- 会議録署名議員の指名（古賀公彦議員、山田誠一郎議員）
- 閉会

● 開 議

◇議長(重松徹議員)

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

● 委員長報告

◇議長(重松徹議員)

日程により、第17号から第23号、以上の議案を一括して議題とします。

議案を付託した常任委員会からそれぞれお手元のとおり審査報告書が提出されていますので、委員長の口頭での報告を求めます。〔委員会審査報告書(41ページ掲載)〕

○諸泉定次介護・広域委員長

おはようございます。介護・広域委員会の報告をさせていただきます。

介護・広域委員会に付託された議案の主な審査内容について、補足して御報告申し上げます。

第18号議案 令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員より、介護保険料の減免の状況について、令和5年度の減免件数はどうなっているのか、また、前年度から収入が減った方からの相談はどれくらいあったのかという質問があり、執行部より、生活困窮での減免は3件、収入減での減免は2件、災害罹災での減免が10件、収監での減免が5件、合計20件で約45万円の減免を行っている。また、収入減の相談件数は25件となっているとの答弁がありました。

これに対して、委員より、収入減では相談件数が25件で、減免された件数は2件であるが、どういった理由で減免の条件に該当しなかったのかという質問があり、執行部より、収入減の理由が自主退職や定年退職など減免の条件に合っていないことなどが理由として挙げられるとの答弁がありました。

これに対して、委員より、他都市と比べても減免の数が少ないと思うが、どう考えているのかという質問があり、執行部より、減免制度の違いもあるため、他都市と比べて減免件数が特段少ないとは考えていないが、今後も他都市の状況については継続して把握していきたいとの答弁がありま

した。

以上の審査を経て、採決の結果、第17号議案及び第18号議案は全会一致でそれぞれ認定すべきものとなり、第20号、第21号及び第23号議案は全会一致でそれぞれ原案を可決すべきものと決定しました。

なお、介護・広域委員会は出席が早く、午後1時からでしたが、若干早めに始まり、終了したのは午後4時近くの約3時間にわたり各委員から質疑があったことも付け加えます。

以上で介護・広域委員会の報告を終わります。

● 委員長報告の省略

◇議長(重松徹議員)

ここでお諮りします。

消防委員会については、審査報告書の提出に伴う委員長の口頭での報告を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、消防委員会については、委員長の口頭での報告を省略することに決定しました。

● 報告に対する質疑

◇議長(重松徹議員)

これより先ほどの介護・広域委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

● 討 論

◇議長(重松徹議員)

これより討論を行います。これまでに通告がありませんので、これをもって討論を終わります。

● 採 決

◇議長(重松徹議員)

これより採決を行います。

まず、第17号から第19号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第17号から第19

号議案は認定されました。

次に、第20号から第23号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第20号から第23号議案は可決されました。

● 議決事件の字句及び数字等の整理

◇議長(重松徹議員)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。

今定例会の議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

● 会議録署名議員指名

◇議長(重松徹議員)

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において古賀議員、山田議員、この2名を指名します。

● 閉 会

◇議長(重松徹議員)

以上で今定例会の議事は全て終了しました。

令和6年7月佐賀中部広域連合議会定例会を閉会します。

午前10時6分 閉 会

〔当日配付資料〕

令和6年8月2日		
佐賀中部広域連合議会		
議長 重松 徹 様		
介護・広域委員会		
委員長 諸泉 定次		
介護・広域委員会審査報告書		
<p>本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。</p>		
記		
議案番号	件名	審査結果
第17号議案	令和5年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算	認定
第18号議案	令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算	認定
第20号議案	令和6年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）	可決
第21号議案	令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）	可決
第23号議案	佐賀中部広域連合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決

令和6年8月2日		
佐賀中部広域連合議会		
議長 重松 徹 様		
消防委員会		
委員長 山田 誠一郎		
消防委員会審査報告書		
<p>本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。</p>		
記		
議案番号	件名	審査結果
第19号議案	令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算	認定
第22号議案	令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）	可決

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 重 松 徹

佐賀中部広域連合議会議員 古 賀 公 彦

佐賀中部広域連合議会議員 山 田 誠一郎

会 議 録 作 成 者
佐賀中部広域連合議会事務局長 出 見 秀 人